

室町後期から織田権力期における堺の都市構造の変容

自治・支配をめぐる

藤本誉博

A Change in the Municipal Regime of Sakai from the Late Muromachi Period to the Period of the Ascendancy of Oda Nobunaga :
From the Feudal Regime to the Autonomous Regime

FUJIMOTO Takahiro

はじめに

- ① 一五世紀後期～一六世紀前期の堺の都市構造
- ② 一六世紀中期の都市構造の変容
- ③ 織田権力期の都市構造
おわりに

【論文要旨】

本稿は、室町後期（一五世紀後期）から織田権力期（一六世紀後期）までを対象として、堺における自治および支配の構造とその変容過程を検討したものである。当該期は中近世移行期として「荘園制から村町制へ」というシエーマが示されているように社会構造が大きく変容する時期である。堺においても堺南北荘の存在や、近世都市の基礎単位になる町共同体の成立が確認されており、これらの総体としての都市構造の変容の追究が必要であった。

検討の結果、堺南北荘を枠組みとする荘園制的社会構造から町共同体を基盤とした地縁的自治構造が主体となる社会構造への移行が確認され、その分水嶺は地縁的自治

構造が都市全体に展開した一六世紀中期であった。そしてこの時期に、そのような社会構造の変容と連動して支配権力の交代、有力商人層（会合衆）の交代といった大きな変化が生じ、イエズス会宣教師が記した堺の「平和領域性」や自治の象徴とされる環濠の形成は、当該期の地縁的自治構造（都市共同体）の展開が生み出したものであると考えられた。そして、様々な部位で変化を遂げながら形成された一六世紀中期の都市構造が、近世的都市構造として一六世紀後期以降に継承されていくと見通した。

【キーワード】堺、中近世移行期、都市構造、変容、自治

はじめに

本稿の目的は、室町後期から織田権力期を対象として、堺における自治および支配の構造とその変容過程を明らかにすることである。

中世堺の研究史では、早くから自治構造の解明に関心が寄せられ、主な研究として原田伴彦氏や豊田武氏の「自由都市論⁽¹⁾」や網野善彦氏の「無縁・公界論」⁽²⁾が出された。前者が経済力を基にして都市民が勢力を伸ばし、領主権力と対抗する中で自立化したことを、後者が都市や都市民が有する無縁性を、それぞれ自治の根源としているが、中世後期の堺において有力商人からなる会合衆が自治を主導したとする点は一致している。これらの研究によって「堺＝会合衆が主導する自治都市」とのイメージが定着した。

しかし、自治の主体については異なる見解も出されている。朝尾直弘氏は、近世都市の基礎単位となる町共同体が一六世紀の堺においても住民の自治組織の基礎であるとした。町共同体は住民の家屋敷・財産・信用の共同保全を目的とした地縁的組織で、貢租のとりまとめや検断権を有する自治組織であり、⁽³⁾会合衆はそうした平準な町共同体同士の対立を調整・裁判する機能を持つ上位機関であるとした。⁽⁴⁾近世都市との連続性を視野に入れて、町共同体を自治構造の主体と考え、会合衆の役割を限定的に捉える新しい自治都市論である。また吉田豊氏は、以前の研究で特に意識されてこなかった堺の南北の地域区分にも留意し、都市全体の運営や外交・防衛、諸勢力間の利害調整は南北で一つの会合衆が担い、民生・防犯は南北別であった惣中が、日常的な町共同体運営は個別町（町共同体）⁽⁵⁾が担当するとした。

以上のように、中世都市堺の自治構造研究は、自治の担い手や権限、地域区分を視野に入れて展開してきたが、以上の研究に共通する問題点

として、支配権力の存在を外在的に捉え、支配権力を都市構造に組み込んだ立論がほとんど行われていなかったことが指摘できる。中世後期の堺をめぐっては多くの支配権力が関わっていたことが既に指摘されており、⁽⁶⁾これらの権力を含む、都市の全体構造を解明する必要がある。また、朝尾直弘氏や吉田豊氏の町共同体を組み込んだ自治構造論は、近世の都市構造を中世へ遡及させて推論するなど、同時代史料での実証的な論証を経ない問題点があった。これらの課題を受け、拙稿では一五世紀後半から一六世紀前半における堺の都市構造を主に同時代史料を用いて検討し、堺北荘・南荘の枠組みが堺の基本構造であり、その枠組みの下で領主権力が一定の公権力になっていたこと、その支配に対応する形で南北単位の地縁的共同体が存在し、一六世紀中期までに町共同体が自治の基礎単位として現れ、荘中―町共同体からなる重層的な地縁的共同体が都市自治の基本構造であったこと、会合衆は第一義的な都市自治には関与しないが、地縁的共同体だけでは処理仕切れない堺全体に関わる問題に対処し、経済力を背景に地域の秩序維持に力を発揮する「有徳人」的な存在であったこと、これらの総体として堺の都市構造が成り立っていたことを論じた。⁽⁷⁾

本稿では、拙稿の検討を土台とし、拙稿では対象外であった戦国後期から織田権力期まで（一六世紀中―後期）を範囲に入れて、室町後期から織田権力期にかけての堺の都市構造の変容を検討したい。

これまでの研究史では、中世後期の堺の都市構造について静態的な描写がほとんどで、その期間における変容を追究するという動態的な視角は乏しかった。⁽⁸⁾その理由は、「会合衆が主導する自治都市」像が通説化していたことにより、斯様な自治の内実をさらに追及するか、あるいはその通説を批判するか、という研究視角に偏っていたことによる。しかし戦国期から織田豊期にかけては中近世移行期として、かつて勝俣鎮夫氏が「荘園制から村町制へ」というシエーマを示したように、⁽⁹⁾社会構造

が大きく変化していく時期である。堺においても、中世後期を通じて堺北荘・南荘という荘園制的枠組みに規制された構造が存在し、同時に、一六世紀前半には近世都市の基礎単位となっていく町共同体の成立が確認される。このような都市構造は一六世紀中後期にかけてどのように変容していくのであろうか。

都市構造の変容という観点に引き付けて、改めて堺の研究史を振り返ってみると、一六世紀中期に生じる特徴的な事象に注目した指摘を見出すことができる。かつての「自由都市論」⁽¹⁰⁾では、一六世紀中期に自治性が最も高まったと指摘されていた。これは、都市自治と支配権力とを対抗関係として捉え、当該期の三好権力が比較的不安定な権力であったとする見方とも連動したものだ⁽¹¹⁾が、この見方は現在の研究水準ではそのまま受け入れることはできない。しかしイエズス会宣教師が堺を「自由市で大いなる特権と自由を有し、共和国の如き政治を行っている」⁽¹²⁾等と評価したのはまさに一六世紀中後期のことであり、当該期の堺が高度な自治性を有していたことは史料的にも確認されるところである。この事象を都市構造の変容の観点からどのように解釈するかが問題となつてこよう。また堺の有力商人層について、遣明船貿易に関わつた貿易商人たちが遣明船貿易が途絶すると軒並み姿を消し、代わつて織豊期に活躍する今井宗久・津田宗及などの納屋衆（問屋層）⁽¹²⁾が登場することが指摘されているが、その時期も一六世紀中期にあたる。そしてこれらの有力商人層は堺の会合衆の構成員と重なってくる。この事象についても、商業形態の問題だけではなく、都市構造の変容の中に位置づけて解釈する必要があるだろう。

以上のように、一六世紀中後期まで見通して堺の都市構造の変容を検討する中で、従来指摘されていた堺の特徴的な事象もその中に位置付け直し、再評価を試みたい。

① 一五世紀後期～一六世紀前期の堺の都市構造

本章では、検討対象とする室町後期から織田権力期までのうち、その前半である一五世紀後期から一六世紀前期にかけての都市構造を検討する。⁽¹³⁾

1 堺の空間構造

堺は東側から続く洪積段丘下位面から、西側の大阪湾岸に面して南北方向に形成された砂堆上の微高地にかけて立地している。⁽¹⁴⁾一見して一つの地域のように見えるが、この砂堆を横切つてほぼ正東西方向に伸びる大小路を境として、北側が摂津国住吉郡、南側が和泉国大鳥郡であり、荘園としても堺北荘・南荘に分かれる。この南北の区分は近世堺の町政構造においても同地点を境として北組・南組に分かれており、通時的に重要な規定性を持つていた。

朝尾直弘氏は近世の町政構造における本町の分布について、北荘では堺を南北に貫く大道（紀州街道）沿いに一本線状に連なつて本町が展開するのに対して、南荘では開口神社、宿院を中心として大小路や大道を取り込みながら面的に展開しており、都市の形成過程に南北で差異がある可能性を指摘した。⁽¹⁵⁾開口神社は南荘の鎮守で、中近世では三村社（三村大明神）と呼ばれ、神宮寺である念仏寺とともに「大寺」とも呼ばれた。また住吉神社の別宮という由緒を持つ。一方の宿院は住吉神社の御旅所である。開口神社と宿院は共に住吉神社と深い関わりを有する。住吉神社に関わる施設が都市空間の中核に位置することは都市構造を分析する上で非常に重要な事柄であり、後段にて検討したい。

2 堺の支配構造と地縁的共同体

中世の支配権力は、基本的に北荘・南荘の枠組みを介して堺に臨んでいた。

摂津国堺北荘は、一五世紀初頭以来、摂津国住吉郡守護になっていた細川惣領（京兆）家が支配していた⁽¹⁶⁾。実際に現地の支配にあたっていたのは細川京兆家の内衆である香西氏で、一六世紀前期の天文期にもその存在が確認できる⁽¹⁸⁾。一方、和泉国堺南荘は、永享三年（一四三一）時点で相国寺塔頭崇寿院領として確認され、実質的には幕府御料所として重要視されたが、延徳二年（一四九〇）に幕府は細川京兆家の内衆である安富元家に堺南荘を宛行い、堺南荘も細川京兆家の支配下に入った。細川京兆家による支配は天文期頃まで確認できる⁽²²⁾。

北荘・南荘の支配権力は、在地に対して無視できない政治的権限と影響力を有していた。例えば明応二年（一四九二）一二月、堺南荘を支配する安富元家は、堺南荘鎮守開口神社の賽銭知行権をめぐる開口神社神宮寺念仏寺と住吉神社の相論を裁決している⁽²³⁾。また天文期に、本願寺は「堺香西」方やその配下の西山方へ度々音信していることが確認でき、西山氏を「堺北荘政所」と認識していた⁽²⁵⁾。細川京兆家の下で南北荘の枠組みで存在していた領主権力は、本来の土地支配権のみならず、相論の裁定まで担うような政治的権限を有し、現地における有力者と認識される重要な存在であった。

一方、堺の地下人の組織も北荘・南荘の枠組みであったらしい。

堺南荘では永享三年（一四三一）に地下請が認められ、この頃には既に莊務を代行する地下人の組織が存在していた。その後、南荘は守護請や寺家の直務支配等が度々変遷していくが、地下請の申出はその間も行われている⁽²⁷⁾。少し年代は下るが、天文七年（一五三八）に本願寺証如が「唐船」の見学のために堺を訪れた際、礼物を献上した組織の一つに「南

莊中」があった⁽²⁸⁾。このように、中世後期を通じて南荘の枠組みで地下人が結集した地縁的共同体の存在が確認できる。

堺北荘においては、永正五年（一五〇八）八月に幕府から出された撰銭令の宛先の一つに「堺北荘名主沙汰人中」が登場する⁽²⁹⁾。これは北荘を枠組みとして結成されていた地縁的共同体であると思われる、北荘に対して一定の管轄権限を有していたために法令の宛先になったのであろう。

このように堺北荘、南荘には荘の枠組みに基づく地縁的共同体が存在した。これらはおそらく荘園制下の支配構造に対応して形成されたものと考えられ、莊務を請け負う力量を有する一方で、幕府法令の宛先になるなど、一定の政治的権限を有しており、外部権力からも認められる存在であった。堺北荘・南荘の住民にとっての第一義的な自治組織は、この地縁的共同体であったと考えてよいであろう。

3 会合衆

続いて、堺の都市構造において重要な存在である会合衆について検討する。

文明年間に堺南荘に居住していた禅僧季弘大叔の日記『蔗軒日録』は、会合衆の初見史料かつ唯一の同時代史料であるが、そこに見られる会合衆の内容は、①人数は一〇名で、②構成員と判明する者は、三宅主計、池永（湯川）入道、和泉屋道栄などであり、会合衆の活動として、③南荘鎮守開口神社、北荘鎮守菅原神社の祭礼頭人を勤めたこと、④季弘大叔を通じて河内国守護畠山義就の重臣菅田正康に兵卒の乱暴停止を依頼したこと、が記されている⁽³³⁾。

構成員の一人である三宅主計は材木商人で、彼が亡くなった際、季弘大叔は「為地下可惜之甚也」と記している⁽³⁴⁾。また池永（湯川）氏は、琉球貿易船の運営や遣明貿易船の請負を行っていた⁽³⁶⁾。彼らは港湾都市に特有の材木商や貿易商であり、遠隔地流通などを通じて莫大な富を築いて

いたと思われる。会合衆が有力商人から成っていたことは間違いないであろう。

会合衆の活動として、堺の主要神社の祭礼頭人を務めていた事実③は注目されるが、会合衆と寺社とのかわりについては、以下の史料が興味深い。

【史料1】⁽³⁶⁾
(津守国則)
(花押)

借用申料不足之事

合百貫文者

右彼質物にハ、泉州堺南庄三村神前錢箱入置候、但還進之間、彼散錢之事者、為其方可為知行者也、何時も自是、以本錢返弁申候者、可為此方知行候、仍状如件

明応三年乙卯九月廿六日

池永左京亮殿

(追筆)

〔年預正海〕

住吉ヨリノ状一通并ニ寺家ヨリノ返事ノ案文アリ、明応三年乙卯九月 日

【史料2】⁽³⁷⁾

此間者、依無差題目、久不申通候、仍三村社之事、為一社、寺家へ歎候処、被加御異言、属無為、殊代物、過分依御引違、彼借状等送給候、一社大慶不可過此候、委細之段、田中加賀守可申候、恐々謹言

(明応四年)
九月廿六日

池永左京亮殿

国則(花押)

これは、堺南莊鎮守開口神社の賽銭知行権をめぐる開口神社神宮寺念仏寺と住吉神社の相論に関わるものである。先述したように、開口神社の賽銭知行権については明応二年(一四九三)一二月に南莊を支配する

安富元家が裁許を下し、念仏寺による知行を認め⁽³⁸⁾た。しかしその後もこの問題は解決しておらず、開口神社の賽銭知行権は住吉神社側が握っていたと思われる。明応四年九月、住吉神社社家の津守氏は池永左京亮から錢一〇〇貫文を借用し、その担保として賽銭知行権を池永氏に与えた【史料1】。実態としては、池永左京亮がこの相論の仲裁に入り、解決に導いたのである(被加御異言、属無為)【史料2】。池永氏が工面した一〇〇貫文については、後年、念仏寺にその債権が寄進されたと考え⁽³⁹⁾られ、開口神社の賽銭知行権は最終的に念仏寺の元に確保された⁽⁴⁰⁾。

支配権力の公的な裁定を経ても決着しなかったこの相論が、最終的には池永氏が金銭を融通することで解決したことが注目される。先述したように、池永氏は会合衆の一員で、堺でも指折りの有力商人であった。経済力を背景にして在地の相論を解決し、またこの解決によって、開口神社は権益が守られ、住吉神社も相当の金銭を獲得することができた。在地社会の中核的な寺社同士の関係悪化が回避され、さらに経済的保護も行われたのである⁽⁴¹⁾。

先述したように、堺の空間構造において、開口神社と住吉神社の御旅所である宿院の周辺に本町が展開しており、堺の都市形成において両社が核になっていたことが示唆される。開口神社は南莊鎮守であると同時に住吉神社の堺の別宮という由緒を持つが、一五世紀初頭段階でも念仏寺の住持職の任命権は住吉神社社家が有するなど、⁽⁴²⁾両社は強い関係を有していた。そもそも堺は古来は住吉神社領であったといわれ、室町期にも住吉神社が本役を徴収する土地が散在していた⁽⁴³⁾。また、一五世紀後期の戦乱時に堺の住民の多くが住吉浦へ避難していた事実もある⁽⁴⁴⁾。

住吉神社と開口神社は堺の地域秩序に大きな影響力を持っており、これらの神社を保護することが、地域社会の支持を得て、会合衆が堺で指導的地位に就く要因の一つになっていたと考えられる。このような会合衆の性格は、中世後期の都市的な場において、経済力を背景として寺社

の修造や祭祀に関与し、地域の秩序維持に力を発揮した「有徳人」⁽⁴⁵⁾と同様のものと考えられる。

会合衆が④河内国守護畠山氏勢力に兵卒の乱暴停止を依頼したこと、上述のような活動を通じて在地社会の主導者となった会合衆が、堺の利害を代表して行動したものと評価できる。

しかし注意すべきは、『蔗軒日録』で会合衆の活動内容が具体的にわかるのはこの③④の二件のみであり、その他の同時代史料で、会合衆の名称が出てきて、その具体的活動を記す史料は全く無いことである。都市自治の主要な要素である貢納の管轄や検断権は見当たらない。おそらくこれらの機能は莊別の地縁的共同体が保持していたと考えるのが自然であろう。

ところで会合衆の力の源は経済力だが、その立場を示唆する記述が、近世界の糸割符年寄の由緒を記した『糸乱記』(享保五年(一七二〇))にある。

【史料3】⁽⁴⁶⁾

されハ他所とかハリ此所(＝堺・筆者註)ハむかしより町惣年寄といふものもなかりける、た、浜側に納屋をたて、これをかし、其料を取て徳分としたる人を上分の者となす、則ち納屋かしの衆と号し、三宅主計今井などいへる頭ら分の人を十人衆と号しぬ、されハ堺の人家名ありといへども、凡て納屋と名のるハこの故なり、公事訴訟の類ひも、此十人聞と、けてすましけるとや、(後略)

右の史料中の三宅主計は、先述した会合衆の一員三宅主計のことと思われ、一〇人という人数も文明年間に確認される会合衆の人数と一致する。従って「納屋かしの衆」の「頭分」十人衆とは、会合衆のことだと考えられる。

ここで注目すべきは、十人衆(会合衆)は納屋(倉庫か)を貸す業者の集団で、その事業を通じて堺の「上分」に位置していたという記述で

ある。会合衆が商業活動を基盤とし、商業資本(納屋)の提供を通じて一般住民の上位に地位を占めていたことが推測される。彼らは、公事訴訟の解決を期待された存在であり、在地の相論を裁決する力量を有していたことは確かであろう。⁽⁴⁷⁾

そして、当該期の会合衆構成員の経済力の源として、特に大きな意味を持っていたのが遣明船貿易であったと考えられる。池永氏がそうであり、天文七年(一五三八)正月に本願寺証如に面会に来た「堺南北十人の客衆」は「渡唐之儀相催衆」で、当時の会合衆であった可能性が指摘されている。⁽⁴⁸⁾ 遣明船の経営は幕府や五山寺院、細川氏、大内氏などであったが、実際に船を醸装し運営するのは「客衆」「従商」と言われた商人等であった。商人等はあらかじめ利益の何分の一かを主催者に納めて運営を任せられ、貿易によって莫大な利益を得ていた。⁽⁴⁹⁾

遣明船の主催者の中で堺と関係が深かったのが細川氏であったことは周知のことである。⁽⁵⁰⁾ 戦国期の遣明船派遣については、堺商人と結ぶ細川氏と博多商人と結ぶ大内氏が特に有力で、大永三年(一五二三)の寧波の乱以降は大内氏が同氏の滅亡まで独占的に経営したと考えられていたが、⁽⁵¹⁾ 近年の研究では、大内氏は堺とも緊密な関係を有していたこと⁽⁵²⁾ や、細川氏は天文期の堺で準備された渡唐船を主体的に推進していたことが指摘されている。⁽⁵³⁾ つまり堺が関わる遣明船貿易は、天文期に至るまで細川氏や大内氏の下で盛んに運営されていたのである。この事実を踏まえれば、天文期頃まで細川京兆家が堺南北を支配していたことが重要な意味を持つてくる。実際に、南荘代官になった安富元家は代官就任前後の時期に細川氏の遣明船の経営に関与しており、⁽⁵⁴⁾ 細川京兆家による南北荘支配と遣明船の経営は関係し合っていたと考えられる。遣明船貿易による会合衆の経済力の蓄積は、細川京兆家による堺の支配と結びついていた点を考慮する必要がある。

4 町共同体の成立と自治構造

堺の都市構造において、一六世紀前期に現れてくる注目すべき事象は、町共同体の出現である。

【史料4】⁽⁵⁵⁾

念仏寺大回之築地修理、従地下、為念仏之頭料、依差大勢人数、雖不有已後之例、代耆貫文ツ、

人数次第不同

大小路町分

与四郎殿^{米や} 又太郎殿^{石津や} 善四郎殿^{金田や} 新次郎殿^{菅田屋} 岩千世殿^{菅田や} 松寿殿^{かしはや} 太郎左衛門殿^{銭や} 又三郎殿^{いつみや} 弥九郎殿^{八文字や} 源衛門殿^{田中}

以上

市小路

三郎殿^{のとや} 宗次郎殿^{あふらや} 助左衛門殿^{しろかねや} 藤五郎殿^{さつみや} 源五郎殿^{まんさきや} 又次郎殿^{なや} 太郎左衛門殿^{伊勢や} 彦三郎殿^{なや} 善五郎殿^{なや} 孫五郎殿^{さつみや} 与太郎殿^{なや} 源次郎殿^{八の} 彦九郎殿^{なや} 善次郎殿^{なや} 与五郎殿^{ひのくちや}

以上

(中略)

材木町

彦三郎殿^{ならや} 善次郎殿^{玉井} 新五郎殿^{天王寺や} 与九郎殿^{三宅} 五郎左衛門殿^{さや屋} 彦太郎殿^{のとや} 源次郎殿^{せにや} 勘解由殿^{きはたや} 弥三殿^{扇や} 源右衛門殿^{千松} 藤九郎殿^{物や} 久松殿^{きやうや} 宗左衛門殿^{法善} 助次郎殿^{あほしや}

同中浜

太郎左衛門殿^{太子や} 藤次郎殿^{ひのくちや} 平次郎殿^{住吉や} 助四郎殿^{なや}

助九郎殿^{ちう} 与三次郎殿^{ひせんや} 与太郎殿^{あはちや} 五郎四郎殿^{かうや屋}
助五郎殿^{三宅} 助三郎殿^{ひせんや} 助七郎殿^{あまのや}
以上

(中略)

今市町

五郎左衛門殿^{あまのや} 次郎左衛門殿^{あちこや} 藤次郎殿^{あまのや} 源四郎殿^{こしまや} 与三左衛門殿^{扇や} 与四郎殿^{たちめや} 与太郎殿^{えんく} 与四郎殿^{せん} 助左衛門殿^{あふてや} 助四郎殿^{たうき}

以上

(中略)

舳松町

草部^{草部や} 北むきの米^{北むきの米や} 五郎右衛門殿^{やまと屋} 五郎左衛門殿^{やまと屋} 紹鷗^{皮屋}
次郎左衛門殿^{きたむき} 宗五郎殿^{きの国や}
以上

天文四年^米卯月廿八日 年預広海

天文四年(一五三五)、堺南荘念仏寺を囲む築地の修理費用が、南荘に所在する大小路町から舳松町までの一一町の住民から一貫文ずつ徴収された。町の広範な広がり確認できるとともに、住民の名前は町ごとに記されていることから、町が南荘の住民の所属する基礎単位であったことを示唆している。

天文五年一月には堺へ木沢長政の軍勢が入ったことに関わり、舳松・今市・小屋の三町が本願寺に対し、木沢氏へ停止の申し入れを行なつて欲しい旨を依頼している。⁽⁵⁶⁾ 詳しい背景は不明だが、町共同体が自らの安全保障のために主体的に行動し、外部権力である本願寺と個別町単位で交渉している。

町共同体とは、家屋敷や信用などの身分的資本を共同保全する地縁的・職業的身分共同体で、中世末期から近世にかけての都市構造の基幹

に位置づくものとされる⁽⁵⁷⁾。当時、最も都市的發展を遂げていたと思われる京都では、町共同体は一六世紀第二四半期に確立したとされている⁽⁵⁸⁾。堺でも、京都と同様に早くも天文初期に町共同体の自律的な活動が認められるのである。

それでは、このような町共同体と先述の会合衆とはどのような関係にあったのであろうか。

会合衆の一員であり、堺南荘の材木町に居住していたと考えられる三宅氏は、【史料4】では材木町および同中浜に「与九郎」「助五郎」が確認できる。町共同体はその性質として構成員の平等性が指摘されているが、今回の事例でも住民の負担は一貫文という統一されたものである⁽⁵⁹⁾。この史料に出てくる住民の中には、国人や守護被官の一族と思われる者がいるなど⁽⁶⁰⁾、多様な属性の者を含むと考えられるが、彼らが一律の負担金を課されていることは、多様な属性の者が平等に統一的に把握される秩序が形成されつつあったことを示唆している。有力商人であった会合衆の一族も、その秩序に包摂されつつあったといえよう。

一方で、当時の三宅氏一族の最有力者と考えられる三宅主計は【史料4】には登場しない。また天文八年（一五三九）と同一六年に派遣された遣明船に搭乗していた多くの堺商人は当時の最上層の有力商人と考えられ、会合衆と目される池永氏も確認されるが、彼らも【史料4】には登場しない。つまり、最上層の有力商人は当該期に芽生え始めた都市民の平準的秩序とは未だ異質の存在であった可能性がある。

さらに次の史料に注目したい。

【史料5】⁽⁶³⁾

今度御寺南門前、川上家之儀、早々可明通、御寺并從庄中被仰候処、馬場町迷惑仕候而、我等ヲ縁二取、御侘事申候條、池永道記与令談合、貴寺へ申処、御同心之儀候、然者、為地子毎年銀子貳拾五文目宛、從彼町可參候條、其分ニ申堅候、可被成其意候、猶西坊宝光院

へ申候、恐惶謹言

極月廿六日

念仏寺三綱御中

(礼紙)

「 〓 〓 (切封)

三宅若狭入道

念仏寺三綱

御中

仲富

年未詳であるが、天文期頃の史料だと推測される⁽⁶⁴⁾。内容は、念仏寺南門前の馬場町にある川上家を念仏寺へ明けわたす旨の指示が、念仏寺と「庄中」から出されたが、馬場町として「迷惑」の由を主張して抵抗し、三宅仲富に詫言を申ししてきた。三宅は池永道記と相談して、念仏寺の意向を伺いつつその処理をすすめた結果、馬場町より念仏寺へ地子として毎年銀子二五匁を納めることで決着をつけた、というものである。馬場町は南荘にある町であり、ここでの「庄中」は南荘中のことだと思われる。

この史料は興味深い内容をいくつか含んでいる。まず南荘中から馬場町へ指示がなされている事である。また、馬場町から念仏寺へ地子が納められることになったが、その前提として馬場町が地子を徴収し、管轄する機能を持っていたことがわかる。そして、本来は当事者である念仏寺と馬場町、川上家や南荘中によって相論解決を図っていたと考えられるが、それがこじれた際の調停役として三宅氏・池永氏が町共同体からの要請により登場している。三宅氏と池永氏は先述したように、会合衆の一員であると考えられる。

地子徴収を第一義的に扱うのは町共同体で、その町共同体の直接の上位機関として荘中があり、会合衆はこれらの間や他種の組織・集団（この場合は念仏寺）との間に生じたもめごとの調停役として機能していたことがわかる。地縁的共同体が都市自治を遂行する構造がある中で、そ

の構造に包摂されない立場から自治を補完する会合衆の姿が覗えよう。

② 一六世紀中期の都市構造の変容

一六世紀中期は、かつての「自由都市論」では堺の自治性が最も強まる時期とされ、あるいは会合衆を構成するような有力商人層の交代があったとされる時期でもあることは「はじめに」で指摘した。本章では、これら一六世紀中期に関わる諸問題を、前章で検討した一六世紀前期までの都市構造を踏まえて、都市構造の変容という観点から考察していきたい。

1 支配構造の変容

一六世紀中期は、堺の支配構造の大きな画期であった。

前章で検討したように、堺北荘・南荘という荘園制的枠組は中世を通じて堺を規定し、特に一五世紀後半以降、この枠組の下で細川京兆家が堺を支配し、京兆家内衆の香西氏らが代官として在地の支配権力となっていた。また、細川京兆家による遣明船貿易の経営も堺南北荘の支配と関係していたと考えられる。

しかし天文期を最後として、細川京兆家に関する堺の支配権力は史料上から姿を消してしまう。これは細川京兆家そのものが中央政権の中核から後退していく動向と期を一にしているが、室町中期以降の長きにわたり堺の支配権力であり続けた細川氏権力の後退は、堺の支配秩序に大きな影響を及ぼしたと想像される。また同時に、支配構造として堺南北荘の枠組みがこれ以降、ほとんど見出せなくなることも重要である。堺において、荘園制的支配秩序が細川氏権力の後退とともに衰退したと考えられるのである。

細川京兆家に代わって堺に進出した支配権力が三好氏である。近年三好氏の研究が進展し、かつての「自由都市論」のように、前代の細川氏

や後代の統一権力と比較して不安定で弱体な権力であるという評価は後景に退き、三好権力は將軍権力の克服を志向し、荘園制に基づく支配から自立的な都市や村を基盤とする支配への転換を志した、強力かつ先進的な支配権力であると評価されるようになった。⁽⁶⁷⁾

三好権力期の堺の支配構造は不明なことが多いが、有力被官である加地久勝が「堺奉行」になっていったらしい。⁽⁶⁸⁾堺の支配構造における南北の区分は三好権力期以降全く消滅したわけではないが（後述）、顕著には確認できなくなる。「堺奉行」は後代の堺政所のように、堺南北を一括して統治する機関の先駆的存在であった可能性がある。また三好権力は都市や流通支配を積極的に志向したとされ、堺においては菩提寺を創設して一族の祭祀の場としたり、茶湯などを通じて有力商人と積極的に関係を結ぶなど、⁽⁷⁰⁾前代までの支配権力とは質が異なった支配を展開していたと考えられる。

以上、当該期に堺の支配構造が大きく転換したことをまず指摘しておきたい。

2 近世的自治構造の形成と「平和領域性」

イエズス会宣教師が堺の自由や自治を強調した記録を残した時期が当該期であることは「はじめに」で述べた通りであるが、その記録の中で、堺の自由や自治を象徴する事象として評価されているものに「平和領域性」がある。

宣教師ガスパル・ヴィレラは「日本全国、当堺の町より安全なる所なく、他の諸国において動乱あるも、此の町にはかつてなく、敗者も勝者も、此の町に来住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、他人に害を加ふる者なし」という有名な記述を残した。これが記された時期から数年後の永祿九年（一五六六）五月三〇日、松永久秀・畠山高政が拠点とする堺に對し、三好義継・三好三人衆らの軍勢が攻めかけるが、戦闘は堺の外で

行われ、最終的には会合衆の仲裁によって三好勢は堺に入り、堺内部が戦場になることは無かったと『細川両家記』は記す。⁽⁷²⁾この海外と日本の双方の史料の内容に基づき、堺の平和領域性は歴史的事実である可能性が高いとされ、また戦争の当事者と交渉を持ち、停戦に導く役割を果たした会合衆の力量、ひいては堺の自立性の高さが評価されたのである。しかし、この「平和領域性」の基盤については、ガスパル・ヴィレラは先述の記述に続けて以下のように記している。

【史料6】⁽⁷³⁾

市街に於ては嘗て紛擾起ることなく、敵味方の差別なく皆大なる愛情と礼儀を以て応対せり。市街には悉く門ありて番人を附し、紛擾あれば直に之を閉づることも一の理由なるべし。紛擾を起す時は犯人其他悉く捕へて処罰す。然れども互いに敵視する者町壁外に出づれば、仮令一投石の距離を超えざるも遭遇する時は互いに殺傷せんとす。町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり。(後略)

この史料の中の「市街」は堺の中の一つの町(町共同体)を指し、「町」は堺全体を指す。「市街」には門(木戸)があつて番人がおり、紛擾の時はすぐに門を閉める仕組みがあることが市街の中で平和が保たれている主な理由であるとする。また紛擾を起こした犯人等を悉く捕まえて処罰するとも記している。これらの仕組みは、近世の町共同体が有していた自衛と自検断の機能そのものであり、これが堺の「安全」の主要因と評価しているのである。

またガスパル・ヴィレラは別の記述で「此町(堺)は甚だ堅固にして、一街(一町)に外来人の留まることを許せば全町之に同意するの習慣なるを以て我ら同地にある時は城中に在るが如くなるべし」とも記している。⁽⁷⁴⁾町への居住の認可も町共同体の権限の一つであるが、この町共同体の決定を全町が同意する仕組みになっているとされ、町共同体を

基盤とした都市全体の自治秩序が成立していたことを示唆している。町共同体の治安維持権限が堺全体で共有され、都市として「安全」と認識される状況を生み出したのであろう。

【史料7】⁽⁷⁵⁾

(一) 永禄元年(一五五八) 三月二十四日条

同三月廿四日朝

北カハ一町 北惣代三人
人数十三人 并源三兵衛・眞野

(後略)

(二) 永禄七年(一五六四) 二月二一日条

同二月廿二日朝

一人数

助五郎町振舞

北カハ西ヨリ

宗好 四郎左衛門 道閑 宗兵衛 宗和 蔵人

紹有 源兵衛 紹可 了雲 道叱 道叟 宗閑

道翁 道巴 宗達 助五 眞野

南カハ西ヨリ

宗与 宗礼 徳雲 孫十郎 宗陽 修理 宗仲

道曳 河崎 合座敷 廿七人

これは堺の有力商人で、北大小路町に居住していた天王寺屋津田宗達が催した茶会の記録である。【史料7】(一)に記された茶会の参加者の「北カハ一町人数十三人」とは、大小路の北側にあたる北大小路町の町人のことである。それに続いて「北惣代三人」とあるが、「惣代」とは江戸時代の自治構造では、南北それぞれの郷の惣年寄を補佐する役職で、定数は三人であった。⁽⁷⁶⁾ここでの北惣代も、その名称から考えると、当該期に北荘を統括していた地縁的共同体(北荘中か)の役職だと考えられる。また、【史料7】(二)は北大小路町と南大小路町の町人を集めての茶会で、それぞれの町に「町代」がいることが確認できる。「町代」は江戸時代の町共同体では各町に一名存在して町政の庶務を担当してお

り、当該期の町代も同様の存在であると推測することが可能である。当該期には、近世の自治構造に通じる役職が成立しているのである。

【史料8】⁽⁸⁰⁾

急度申候、地頭詰夫并諸役以下難渋不相届由、信長被仰出候、早速可被勤事肝要候、不可有油断候、恐々

(永禄二年)
八月十八日 佐久間

信盛

さかい

北庄端郷中

少し時期が下るが、織田信長が堺に進出した直後の永禄一二年(一五六九)に、織田氏重臣の佐久間信盛が「北庄端郷中」へ人夫や諸役を催促していることが確認できる。元禄六年(一六九三)以前の堺の自治構造は、堺南北それぞれが本郷と端郷の計四つの郷に区分され、その下に町が編成されていた(南北四辻制)⁽⁸¹⁾。この史料は南北四辻制の郷の初見であり、遅くとも永禄一二年時点で自治組織として機能していたことが確認できることから、南北四辻制は一六世紀中期に成立していた可能性が高い。町共同体の成立は天文初期に確認できるが、その後まもなくの一六世紀中期には、町共同体を基盤として堺全体を統括する近世の自治構造と同様の構造が成立していたと考えられる。

ところで、堺の「平和領域性」に関わる事柄として、環濠の問題がある。堺全体を取り囲み、堺とその外部とを空間的に隔てる環濠については、織田信長勢の攻勢に対して、永禄一年(一五六八)一〇月頃から翌年にかけて堺の住民が堀を掘り槽を造ったとする記録⁽⁸²⁾があり、堺の自治性を象徴するものとして評価されている。堺全体を囲う環濠は【史料6】に記載されていることから、永禄五年(一五六二)頃には存在していたと推測される。発掘調査によると、一六世紀中頃までは特に堺南荘において堀は各所に存在し、条里方位と合致する外郭を囲う堀も確認でき

るが、堺北荘も含む堺全体を囲む巨大な堀の構築は、一六世紀後半頃と判断されるといえる⁽⁸³⁾。

環濠に関わっては、次の史料に注目したい。

【史料9】⁽⁸⁴⁾

(前欠)

土手方可為曲事候、堅被加異見、無事肝要候、尚松永弾正忠司被申候、恐々謹言

七月四日

(三好)
長慶(花押)

堺南庄中

年代は永禄三年(一五六〇)以前に比定される⁽⁸⁵⁾。前欠のため詳細は不明だが、三好長慶が堺南荘中に対し、土手方(堤か?)をきちんと維持・管理する様指示していると解釈される。「土手」が環濠に伴う土手のことであるならば、環濠の維持・管理には堺の地縁的共同体が第一義的に携わると共に、当該期に堺を支配していた三好権力も関与していた可能性が出てくる。

以上のように、環濠の形成(そして維持・管理)に堺の住民や地縁的共同体が関わっていたことは複数の史料から示唆されるが、発掘調査の見解に従い、この環濠が一六世紀中後期に成立したとするならば、その時期は、町共同体を基盤とした堺の自治構造が成立した時期と重なってくる。そこで想起されるのが桜井英治氏の見解である。桜井氏は主に堅田(近江国)を念頭に、中世都市の濠は防衛機能を有しており、その建設は都市全体の連帯を要する一大公共事業であるため、共同体の形成がかなり進んだ段階で(おそらくは一定の外圧に刺激されて)はじめて登場したものと指摘している⁽⁸⁶⁾。堺の状況とも適合する重要な指摘である。当該期、町共同体を基盤とした都市全体を覆う自治構造(仮に都市共同体と呼ぶ)が成立した。イエズス会宣教師が述べる「平和領域性」はこの都市共同体によって生み出されたものであり、堺の環濠は都市共同

体が主体となり、分布する町共同体を全て囲むように形成されたと推測される。そして、当時堺を支配していた三好権力は、従来の荘園制的秩序に依存せず、この都市共同体を対象として、保護と同時に自身の利害も踏まえた政策を行っていたと考えられ、その中に環濠の維持・管理も含まれていたと考えられるのである。

3 有力商人の変遷

堺の有力商人層について、遣明船貿易に関わった貿易商人たちは、天文一六年（一五四七）を最後に遣明船貿易が途絶すると軒並み姿を消し、替って織豊政権期に活躍する今井宗久・津田宗及などの納屋衆（問屋層）が登場することが指摘されている⁽⁸⁷⁾。一六世紀中期に前代までの堺の有力商人の活動が確認しづらくなるのは事実であるが、その理由を遣明船貿易の趨勢のみに帰するのは適切ではない。

先述のように、大内氏と並んで遣明船貿易の主催者であり続けた細川京兆家は、一五世紀以来長きにわたって堺北荘・南荘という荘園制的支配秩序に依拠した支配を行っていた。そして一六世紀中期に細川京兆家と荘園制的支配秩序は期を一にして衰退する。遣明船貿易も関係する細川京兆家の支配や荘園制といった、いわば室町期的な秩序が機能不全をきたし、その秩序に依拠していた者が連動して衰退していったのではないだろうか。

また、当該期は前代までの在地秩序の紐帯も変容した可能性がある。堺南荘鎮守の開口神社（および神宮寺の念仏寺）の所蔵史料は、堺の在地の史料群として随一の質量を誇るが、天文期までは各種支配権力との交渉や住民が関わる寄進、買得関係の史料が多くみられたものの、それ以降はその種の史料は途絶える⁽⁸⁹⁾。このような史料群の状況は、中世後期に地域の中核であった寺社において、この時期を境に地域の支配や社会生活、あるいは信仰の拠り所としての性格が弱まるなど、地域社会との

関係が変化したことを示唆しているのではないか。そうであるとすればこの変化は、地域の中核となる寺社の保護が地域社会の指導的地位づく要素の一つであったと考えられる「有徳人」としての会合衆の存在基盤も大きく揺るがしたであろう⁽⁹⁰⁾。会合衆を構成するような有力商人層が一六世紀中期を境に入れ替わる現象は、支配構造を含む堺の社会構造の変化とも連動したものと考えられるのである⁽⁹¹⁾。

発掘調査によると、一五世紀後半から一七世紀初頭にかけての堺の都市空間は基本的に拡大し、緻密化が進展する⁽⁹²⁾。途中で支配権力の交代や遣明船貿易の途絶がありながらも、堺はそれらの動向と波長を合わせることなく発展し続けるのである。一六世紀中期に新たに台頭し、織豊期にわたって活躍する今井宗久や津田宗及、千利休などの有力商人は、斯様な都市の発展を基盤とし、衰退した前代の社会秩序に依らずに自立できた者達なのであろう。新たな社会秩序は、荘園制的秩序に依らず、町共同体を基礎単位とした地縁的自治構造を基盤とするものだが、新興の有力商人はこの秩序に親和的であったと考えられる⁽⁹³⁾。

しかしその一方で、当時の有力商人は町共同体の自治機能を超える力量も持っていたと考えられる。

【史料10⁽⁹⁴⁾】

（前略）ところで日比屋デイオゴ了珪は司祭たちを保護してはいたものの、この堺の市ではそれほどの有力者ではなかったので、司祭たちは堺において自分たちを受け入れようとするような町内を見つけないのに大いに苦勞もし困難を嘗めた。（後略）

イエズス会宣教師ルイス・フロイスによる永禄九年（一五六六）時とされる記録である。町に居住するためには町共同体の認可が必要であったことは先述したが、宣教師を保護していた日比屋了珪はそれほどの「有力者」ではなかったので、宣教師を受け入れる町を見つけることに苦勞したという。これは裏を返せば、「有力者」であれば町共同体に対して

影響力を行使し、宣教師を受け入れるように調えることできたことを示唆している。「有力者」とは、おそらく堺のトップクラスの有力商人であろう。前代の会合衆は、その特異な力量によって自治を補完する活動を行い得たが、当該期の有力商人もそのような力量を有していたと考えられる。その力量の源は【史料3】で示したような商業上の上位者としての地位であろう。経済都市堺では、商業上の力関係が社会生活上にも大きな影響を与えていたと考えられるのである。

有力商人と支配権力との関係については、前代までは荘園制に依拠した交通・流通体系や遣明船貿易を通して構築されていたと考えられるが、当該期の有力商人と当時堺を支配していた三好権力とは、宗教勢力（法華宗・日隆門流・臨濟宗大徳寺北派）を介したり、新興の文化である茶湯を通して関係を築いていた。また三好権力は、有力商人を大名間外交の取次に起用していた。⁽⁹⁶⁾ 大名間外交の取次は、もともと有力商人が遠隔地流通によって築いていた関係性や、茶湯などの文化的素養を期待してのことだと推測される。茶湯を通じた関係構築や有力商人を個別に把握して支配権力の政策に起用する方式は、前代までの支配権力と有力商人の関係性とは異なると同時に、織豊期のそれに繋がるものであり、これもまた当該期の画期性の一つと評価することができる。

③ 織田権力期の都市構造

最後に、前章で検討した一六世紀中期の堺の都市構造が、十六世紀後期（織田権力期）にどのように展開していかを見たい。

1 近世的支配構造の成立

織田信長の本格的な畿内進出は永禄十一年（一五六八）から始まった。信長は三好権力と対決しながら、堺や尼崎などに多額の矢銭（軍用金）

を要求した。三好権力の重要拠点であった堺は、住民が堀を掘ったり櫓を構えるなどして一時敵対する姿勢を見せたが、まもなく受け入れ、織田権力の実質的な直轄地になった。⁽⁹⁸⁾

堺の支配において、織田権力はまず南北荘の枠組みを支配構造として利用した。北荘の支配では、堺の有力商人で、いち早く織田氏と結んでいた今井宗久⁽⁹⁹⁾が現地の担当者⁽⁹⁹⁾に起用された。有力商人を個別に取り込む方策であるとともに、堺の住民である宗久を支配構造の中に位置づけることで、在地支配の便を図ったものと考えられる。一方、南荘は安宅神太郎（三好長慶の次弟安宅冬康の嫡子）に担当させた。堺はもともと三好権力の影響が強かったため、三好氏の一族である安宅神太郎を据えることで、北荘と同様に円滑な在地支配を目指したものである⁽¹⁰⁾。

また織田権力は、成長を遂げていた町共同体を基盤とする都市共同体を通じて支配を推進した。

【史料11】⁽¹⁰⁾

請取申御運上銭之事

合式百貫文者

右之御代物者、宗久上洛付て、先拙者請取置申候、宗久下津之時申聞、重而請取可進候、仍如件

永禄十二年十月十五日

今井帯刀左衛門尉

久胤

南材木御町^参

同

合五十貫文

永禄十二年十月十七日

久胤

甲斐御町^参

南材木町や甲斐町(共に南荘)といった町共同体から運上銭が徴収されていることがわかる。また同じ永禄一二年(一五六九)に、織田氏重臣の佐久間信盛が「北庄端郷中」へ人夫や諸役を催促している(史料8)。前代の三好権力期には、都市共同体の最大単位で中世以来の荘の枠組みを継承して成立したと考えられる「荘中」を支配対象とした史料があったが(史料9)、織田権力期には、天文初期に成立した町共同体や、その後まもなくの成立と推測される堺全体を統括する自治構造(南北四辻制)の単位(本郷中・端郷中)を支配対象とする史料がはじめて確認される。織田権力は当初からこのような重層的な都市共同体のシステムを最大限利用した支配を展開し、その過程で都市共同体の自律性の強化が求められ、町組が制度的に整っていくという流れが京都研究において既に指摘されているが、堺の場合も同様であったと考えられる。

そして織田権力は、南北荘別で行っていた当初の支配体制を変容させる。遅くとも天正三年(一五七五)四月頃には信長側近の松井友閑を堺の「政所」(代官)として就任させていた。政所(松井友閑は、運上銭やその他の賦課金、物資徴収の管轄を担っていたが、その地理的範囲は堺南北荘を一括するものであったと考えられる。当初の織田権力による南北荘別の支配体制は、堺の伝統的な支配構造に従い、進出時の混乱を緩和する過渡的処置であったと考えられる。以後の堺の支配機関は堺南北を一括するものが常態化することから、南北の枠組みに依拠しない近世的な支配構造が、当該期に明確に成立したといえよう。

2 織田権力期の自治構造

当該期の有力商人については、織田権力の畿内進出直後から今井宗久が信長に通じて堺五ヶ庄の代官に任じられ、さらに堺北荘の支配を担当していたことが明らかにされている。また津田宗及は当初は織田権力とは距離を置いていたものの、天正元年(一五七三)頃を境にして織田権

力方に転じていくという。そして天正二年(一五七四)三月二四日、京都相国寺で催された信長主催の茶会に、「堺衆」として、紅屋宗陽・塩屋宗悦・今井宗久・茜屋宗左・山上宗二・松江隆仙・高三隆世・千宗易・油屋常琢・津田宗及の一〇名が参加したことが確認できる。この時点で堺が総じて信長方に与したと評価できるか否かについては見解が分かれているが、これ以降、織田権力の支配がさらに浸透したことは間違いないであろう。また今井宗久の例のように織田権力は有力商人らと個人的に関係を結んでいくようになり、一方で織田権力進出後、有力商人が集団で前代までの会合衆のような政治活動を行った記録が見られなくなることから、当該期には政治集団としての会合衆は解体していたと考えられる。

では総じて、当該期の堺の自治秩序はどのような様相だったのであるうか。

【史料12】

一、大船方々相尋候へ共、無之由候、先如形安宅船相拵、小船相付、日々動之由可然候、堺二大船有之由候間、可相調法之旨、南北へも宮内法印ニも堅申付候、左様之船調候者、もと船ニしたて、船共相付候者、猶以可然候間、佐久間相談可調儀候、官法も所用候て罷下候間、早々堺へ罷越、馳走仕候へと申付候、可成其意候

(中略)
(天正六年(一五七八))

六月十八日

荒木撰津守殿

(信長)
(黒印)

織田信長が堺の大船を調達する際、その指示を堺南北(南荘中・北荘中か)と宮内法印(＝堺政所の松井友閑)の双方に行うよう求めている。堺政所からのトップダウンの支配が貫徹しておらず、上級権力が直接、都市共同体と向き合う必要があったことを示唆している。

一方で、次の史料は都市共同体と有力商人との関係の一端を示している。

【史料13】⁽¹⁰⁾

同五月廿九日ニ、徳川殿堺へ被成御下津候、庄中ニ振舞之儀、従
宮法被仰付候而、請取くいたし候而仕事ニ候、

天正一〇年（一五八二）五月、津田宗及は来堺する徳川家康を饗応するように庄中に伝えることを、堺政所の松井友閑から指示されている。庄中は堺政所を通じてのトップダウン式の支配が貫徹されない程の自立性を有していたが、津田宗及はそうした庄中に指示でき得る存在であり、その関係性を堺政所も利用していた（頼っていた）。前代までのトップクラスの有力商人が都市共同体の自律的決定にある程度影響力を行使できていたことは前章までで確認してきたが、当該期も有力商人は同様の力量を持っていたことが窺える。このような現象は、堺の自治秩序の一貫した特徴といえるだろう。

当該期のイエズス会宣教師は、堺について「自由にしてかつ共和国の体制に依りて治めらる」と報告している。その内容は一六世紀中期のそれと比べて大差がない。かつての自由都市論や無縁・公界論⁽¹⁰⁾では、堺の都市自治は少数の有力商人（会合衆）によって掌握され、最後は彼らが統一権力に包摂されることによって自治が否定されると評価したが、捉え方として正しくないであろう。一六世紀中期に町共同体を基盤にして成立した地縁性に基づく都市全体の自治構造（都市共同体）は、住民の生活保障や治安維持における強い自律性を有しており、有力商人らは斯様な自治を補完する存在であった。一六世紀後期もそのような自治秩序は同様であったと考えられ、有力商人の集団は対外的な政治的機能は行使しなくなるものの、都市内部への影響力は健在であった。このような自治秩序に対峙し、その秩序に依拠すると同時に、都市共同体の自律性のさらなる強化や組織の進化を促しながら織田権力は支配を深化させ

ていったと考えられるのである。

おわりに

本稿では、室町後期から織田権力期にかけての堺の自治および支配の構造とその変容過程を検討してきた。

この期間はいわゆる中近世移行期にあたる。中近世移行期については、勝侯鎮夫氏が「荘園制から村町制へ」というシエーマを提示したが、堺においても基本的には同様の動向があったと考えられる。すなわち、南北荘を枠組みとする荘園制的社会構造から町共同体を基盤とした地縁的自治構造が主体となる社会構造への移行が確認され、その分水嶺は地縁的自治構造が都市全体に展開した一六世紀中期であった。そしてこの時期に、そのような動向と連動して支配権力の交代、有力商人層（会合衆）の交代といった大きな変化が生じ、イエズス会宣教師が記した堺の「平和領域性」や自治の象徴とされる環濠の形成は、当該期の地縁的自治構造（都市共同体）の展開が生み出したものと考えられる。そして、様々な部位で変化を遂げながら形成された一六世紀中期の都市構造が、近世的都市構造として一六世紀後期以降に継承されていくのである。

以上のように、従来は静的に捉えられる傾向があった堺の都市構造について、本稿ではその変容に着目して論じた。しかし一六世紀中期の画期に焦点を絞った論理展開であったため、都市構造の変容に関わる論点で捨象してしまったものが多い。変容前の社会構造として位置づけた「荘園制」については、本稿が論の起点とした一五世紀後期時点で既に終末期であった。荘園制的社会秩序が残存しつつも、例えば一五世紀後期に開口神社に結集する人々が鎌倉期と比べてはるかに多様化しているなど、新たな秩序形成は既に始まっていたと考えられる。そもそも「有徳人」的な会合衆も、中世後期の流通経済構造を含む社会構造の変容が生

み出した一形態であろう。本稿が一五世紀後期時点で取り上げた事象は既に中世後期以来の変容の産物なのであり、より長いスパンで中世から近世への構造変容を捉えないといけないことは明らかである。

この課題は本稿の対象時期以後についても該当する。江戸期の都市構造と連接させて論じるためには、一六世紀末から一七世紀にかけての豊臣政権期〜江戸前期の検討が欠かせない。目立つところに限っても、天正一四年（一五八六）に豊臣秀吉が行った堺政所（堺奉行）の交代、寺社領の再編、環濠の埋設といった処置や、元和元年（一六一五）以降の徳川政権による都市空間改造は堺の支配と自治の構造に少なくない影響を与えたと考えられる。先行研究において、近世の都市構造の確立には支配権力側からの作用が大きな意味を持ったことが指摘されていること⁽¹⁰⁾から、近世世界の都市構造の確立については、特に支配権力との関係に留意して論じていく必要があるだろう。

最後に、本稿で検討した内容と、共同研究の対象となった元禄二年堺大絵図との関係について触れておきたい。

この絵図が示す町割は、元和元年以降の徳川政権による都市空間改造によるものであることは発掘調査等で明らかになっており、この絵図の作成は、堺奉行佐久間信就による都市行政再編期に、堺奉行の指示を受け、南北四辻の惣年寄のもとで行われたと考えられている⁽¹¹⁾。概して、元禄二年（一六八九）当時の徳川政権下での近世的な空間構造と行政構造を反映したものであることは間違いない。

しかし一方で、本稿で検討してきたように、町共同体の展開および都市全体を統括する自治構造（南北四辻制）といった堺の近世的都市構造は、一六世紀中期には成立していたのであり、この絵図が示す一七世紀末の都市構造は、一六世紀以来の連続性の上に成り立つものと評価することができる。既に朝尾直弘氏が、この絵図で示されている町組の空間構造から遡って、近世以前の都市形成過程における堺南北の差異や町組

間の格差について言及しているが⁽¹²⁾、その観点からの研究のさらなる深化も含めて、中・近世における都市構造の変遷を動態的に把握することが必要であり、元禄二年堺大絵図はその格好の史料として、多様な視点から検討されていくことが求められる。

註

- (1) 原田伴彦「十六世紀の自由都市―堺の歴史とその背景について」〔原田伴彦論集第三巻 都市社会史研究〕思文閣出版、一九八五年。初出は一九五〇年、同「中世都市の自治的共同組織について」〔前掲書、初出は一九五二年〕、豊田武「封建都市 豊田武著作集第四巻」〔吉川弘文館、一九八三年。初出は一九四一〜一九七五年〕。
- (2) 網野善彦「中世都市論」〔網野善彦著作集第一三巻 中世都市論〕岩波書店、二〇〇七年。初出は一九七六年、同「無縁・公界・楽」〔網野善彦著作集第一二巻 無縁・公界・楽〕岩波書店、二〇〇七年。初出は一九七八年。
- (3) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」〔朝尾直弘著作集第六巻 近世都市論〕岩波書店、二〇〇四年。初出は一九八一年、同「惣村から町へ」〔前掲著書。初出は一九八八年〕。
- (4) 朝尾直弘「国際的な自治都市」〔朝尾直弘・栄原永遠男・仁木宏・小路田泰直編「堺の歴史―都市自治の源流―」角川書店、一九九九年〕、同「自由・自治都市堺」〔朝尾直弘著作集第六巻 近世都市論〕岩波書店、二〇〇四年。初出は二〇〇三年。
- (5) 吉田豊「堺中世の会合と自由」〔堺市博物館報〕一七、堺市博物館、一九九八年。
- (6) 古野貢「中世後期細川氏の権力構造」〔吉川弘文館、二〇〇八年〕、天野忠幸「戦国期における三好氏の堺支配をめぐって」〔堺市博物館報〕三〇、堺市博物館、二〇一一年〕、廣田浩治「武家公権・地域公権の都市としての中世堺」〔堺市博物館研究報告〕三三、堺市博物館、二〇一三年〕。
- (7) 拙稿「室町後期・戦国期における堺の都市構造―会合衆の再検討―」〔「ヒストリア」二二〇、二〇一〇年〕。
- (8) 泉澄一「堺―中世自由都市―」〔教育社、一九八一年〕、柿崎文雄「室町期における堺会合衆の構成に関する一考察」〔「比較都市研究」一一二、一九八二年〕、小西瑞恵「戦国期堺の形成と自治」〔「中世都市共同体的研究」思文閣出版、二〇〇〇年。初出は一九八六年〕、佐々木正行「十六世紀における堺の会合衆について」〔「白山史学」三三三、一九九七年〕、註(4) 朝尾論文、註(5) 吉田論文、註(7) 拙稿など。
- (9) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落―和泉国入山田村・日根野村を中心に―」〔「戦国時

- 代論」岩波書店、一九九六年。初出は一九八五年。
- (10) 註(1)
- (11) 一五八二年二月十五日(天正十年一月二十三日)付、長崎発、パードレ・ガスバル・クエリヨよりイエズス会総会長に贈りたるもの(村上直次郎訳・柳谷武夫編『イエズス会日本年報上(新異国叢書三)』雄正堂書店、一九六九年)。
- (12) 桜井英治「中世・近世の商人」(桜井英治・中西聡編『新体系日本史二 流通経済史』山川出版社、二〇〇二年)。
- (13) 本章は註(7) 拙稿の内容に新知見を加えて構成している。
- (14) 續伸一郎「戦国時代の自治都市堺―発掘調査からみた堺環濠都市遺跡―」(小野正敏・萩原三雄編『戦国時代の考古学』高志書院、二〇〇三年)。
- (15) 朝尾直弘「元禄二年堺大絵図を読む」(朝尾直弘著作集第六卷 近世都市論 岩波書店、二〇〇四年。初出は一九七七年)。
- (16) 『堺市史 第一巻 本編第二(堺市役所、一九二九年)』。
- (17) 『開口神社文書』四一七(『文明八年二月二七日付』。以下「開口神社文書」とした場合)同社編『開口神社史料』(一九七五年)所載。同書の分類に従い、卷子第四卷―七号ならば四一七と示す。その他の分類は随時示す。
- (18) 『天文御日記』天文八年(一五三九)四月二十九日条(『真宗史料集成 第三巻 一向一揆』同朋舎、二〇〇三年。以下同)。
- (19) 一六五号「御前落居奉書」(今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 上』思文閣出版、一九八六年)。
- (20) 仁木宏「荘・浦から都市へ」(朝尾直弘・栄原永遠男・仁木宏・小路田泰直編『堺の歴史―都市自治の源流―』角川書店、一九九九年) 註(6) 廣田論文。
- (21) 『蔭涼軒日記』延徳二年(一四九〇)九月八日条(竹内理三編『増補 續史料大成 蔭涼軒日記』臨川書店、一九七八・七九年。以下同)。
- (22) 『大館常興日記』天文一〇年(一五四一)八月一六日条(竹内理三編『増補 續史料大成 大館常興日記』二 臨川書店、一九六七年)。
- (23) 明応二年(一四九三)二月二日付安富元家折紙(『開口神社文書』三一三)、同年二月二日付小坂安秀折紙(『開口神社文書』三十四)。
- (24) 『天文御日記』天文五年(一五三六)一月六日条、註(18)。
- (25) 『天文御日記』天文八年(一五三九)二月六日条。
- (26) 註(19)
- (27) 『蔭涼軒日記』文明一九年(一四八七)九月二四日条。
- (28) 『天文御日記』天文七年(一五三八)二月二日条。
- (29) 二五〇五号「建武式目追加」(今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 下』思文閣出版、一九八六年)。
- (30) 『蔗軒日記』文明一七年(一四八五)八月二五日条・同一八年五月九日条(東京大学史料編纂所編『大日本古記録 蔗軒日記』岩波書店、一九五三年。以下同)。
- (31) 『蔗軒日記』文明一六年(一四八四)八月一日条・同一八年五月一〇日条。
- (32) 『蔗軒日記』文明一六年(一四八四)八月一日条・同一八年八月一日条。
- (33) 『蔗軒日記』文明一七年(一四八五)八月一日条。
- (34) 『蔗軒日記』文明一八年(一四八六)八月一日条。
- (35) 『大乘院寺社雜事記』文明八年(一四七六)四月二八日条(竹内理三編『増補 續史料大成 大乘院寺社雜事記』六 臨川書店、一九七八年)。
- (36) 『開口神社文書』三一六。
- (37) 『開口神社文書』三一七。
- (38) 註(23)
- (39) 『開口神社文書』三一八「天文二年(一五五二)二月一日付、池永長阿寄進状」
- (40) 高橋素子「中世都市堺成立過程における都市民の変容―開口神社を中心に―」(『お茶の水史学』四七、二〇〇三年)。
- (41) 『住吉松葉大記』造管部二には、長享二年(一四八八)一〇月、長年絶えていた住吉神社の小松原大鳥居を堺南荘の池永助太郎が造立したとの記録がある。
- (42) 『開口神社文書』六一三―六。
- (43) 『開口神社文書』白木箱一五・七など。
- (44) 『蔭涼軒日記』長享二年(一四八八)二月二日条に「先年有地下錯乱之事、地下人過半移住吉浦」とある。
- (45) 稲葉継陽「街道の宿と有徳人」(『戦国時代の荘園制と村落校倉書房、一九九八年。初出は一九九一・一九九二年)、榎原雅治「地域社会における街道と宿の役割―中山山陽道と宿の様相―」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年。初出は一九九二年)。
- (46) 『糸乱記』中田易直校訂、近藤出版社、一九七九年。
- (47) しかしここにおいても、一般に自治的権限と考えられている貢納の管轄や検断などの要素は記されていない。
- (48) 註(4) 朝尾直弘「国際的な自治都市」。
- (49) 小葉田淳「中世日支通交貿易史の研究」(刀江書院、一九四一年)。
- (50) 代表的な論考として豊田武「堺」(註(1) 豊田論文。初出は一九五七・六六年)。
- (51) 田中健夫「中世対外関係史」(東京大学出版会、一九七五年)、同「対外関係と文化交流」(思文閣出版、一九八二年)。
- (52) 伊藤幸司「大内氏の日明貿易と堺」(『ヒストリア』一六一、一九九八年)。
- (53) 岡本真「堺渡唐船」と戦国期の遣明船派遣」(『史学雑誌』一二四―四、二〇一五年)。
- (54) 湯谷稔「蔭涼軒日記が語る遣明貿易・堺南荘」(『禅文化研究紀要』一三、一九八四年)。

- (55) 「開口神社文書」二二一。
- (56) 『天文御日記』天文五年（一五三六）一月五日条。
- (57) 註（3）
- (58) 仁木宏『京都の都市共同体と権力』（思文閣出版、二〇一〇年）。
- (59) 註（4）朝尾直弘『国際的な自治都市』。
- (60) 註（40）、註（6）廣田論文。
- (61) 『天文御日記』天文七年（一五三八）二月二日条・同月六日条にて、本願寺証如が「唐船」見物のために堺を訪れた際、唐船に関わる「客衆中」や地縁的共同体の「南庄中」と共に、「三宅主計入道」が単独で音信をしている。
- (62) 註（52）伊藤論文によると、天文八年（一五三九）発の遣明船に搭乗していた堺商人は池永宗巴・池永新兵衛・池永三郎兵衛・片山與三右衛門・片山新右衛門・森田新左衛門・五井三郎次郎・岩井七郎左衛門・石田與三五郎など、天文一六年発の遣明船では、比々屋助五郎・比々屋代助四郎・絹屋惣五郎・小西與三衛門・森田新左衛門・池永次郎左衛門・土官吸江延上司（従人源左衛門）・木下三郎衛門・木下膳次郎・皮屋與三郎・石田與三五郎などであった。
- (63) 「開口神社文書」二一一。
- (64) 堺における町共同体の活動の初見が一般に天文期であることによる。また、三宅氏の堺での活動について、同時代史料として年月日が確実に確認できるものは、管見の限り註（61）『天文御日記』天文七年（一五三八）二月六日条の記事が最後となる。
- (65) 細川京兆家が堺南北荘の両方を実質的に支配していた期間は、安富元家が南荘の代官になった延徳二年（一四九〇）から数えても約五〇年が経過しており、北荘に限れば一五世紀初頭から細川京兆家領であった。
- (66) 註（1）
- (67) 天野忠幸『戦国期三好政権の研究』（清文堂出版、二〇一〇年）、同『三好長慶』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）。
- (68) 註（6）天野論文。
- (69) 註（67）
- (70) 註（6）天野論文。
- (71) 一五六二年堺発、パードレ・ガスバル・ビレラより耶蘇会のパードレ及びイルマン等に贈りし書翰（村上直次郎訳・渡邊世祐註『異国叢書 耶蘇会士日本通信上』聚芳閣、一九二七年）。
- (72) 「細川両家記」『群書類従 第二十輯 合戦部』續群書類従完成会、一九五九年。
- (73) 註（71）
- (74) 註（3）
- (75) 一五六五年八月二日付、飯盛発、パードレ・ガスバル・ビレラよりパードレ・コスモ・デ・トルレスに贈りし書翰（註（71）『異国叢書』耶蘇会士日本通信上）。
- (76) 註（3）
- (77) 「天王寺屋云記宗達茶湯日記自会記」（千宗室編『茶道古典全集 第八巻』淡交新社、一九六七年。初出は一九五九年）。
- (78) 「堺市史第二巻 本編第二」（堺市役所、一九三〇年）。
- (79) 註（78）
- (80) 年欠八月十八日付佐久間信盛書状写（『今井宗久書札留』所収、『堺市史続編 第五巻』堺市役所、一九七四年。以下同）。
- (81) 註（4）朝尾直弘『国際的な自治都市』。
- (82) 「天王寺屋云記宗及茶湯日記他会記」永祿十二年正月十一日条（千宗室編『茶道古典全集 第七巻』淡交新社、一九六七年。初出は一九五九年）。以下「宗及他会記」と記す。
- (83) 續伸一郎「町を囲う環濠」（『よみがえる中世都市 堺―発掘調査の成果と出土品―』堺市博物館、二〇一〇年）。續氏は、堺全体を囲う環濠は永祿一一年末から翌二二年にかけて織田信長の攻勢に対抗して構築された（註82）と考えている。
- (84) 「萬代家文書」『山口県史資料編 中世二』山口県、二〇〇一年。
- (85) 註（6）天野論文。
- (86) 桜井英治「湊・津・泊 都市自治の系譜」（『網野善彦責任編集』朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす六 平安京と水辺の都市、そして安土 都市の原点』朝日新聞社、一九九三年）。
- (87) 註（12）
- (88) 例えば三宅氏については註（64）参照。池永氏については註（8）泉論文参照。
- (89) 註（17）開口神社編『開口神社史料』被災等によって当該期の史料群の状態が現在まで変わらず伝来したとは言えないものの、天文期以後の一六世紀代の史料の少なさは前代までの史料の残存状況と比較しても目立つものであり、当該期の何らかの変化が想定できるのではないかと。
- (90) 開口神社の大祭の祭礼頭人は、一四世紀および江戸時代の史料では念仏寺関係者が務めていたことが確認でき、会合衆がそれを務めていたのは中世後期特有の状況であったと考えられる。註（7）参照。
- (91) 註（45）稲葉論文において、中世後期の有徳人は社会的身分獲得のために従来の荘園制支配や交通・流通形態に依拠していたため、戦国期の地域社会の新たな身分・イデオロギー状況に対応することが容易ではなく、また交通・流通形態の再編に直面したため、土地支配への依存や武家への被官化、新たな流通拠点への移転など、存在形態の変化を余儀なくされたと指摘されているが、堺の有力商人の動向にも当てはまるものであろう。なお、遣明船貿易に従事していた池永氏が

- 一六世紀中期に土地支配に乗り出していることは註(6)天野論文参照。
- (92) 續伸一郎「中世都市堺―都市空間とその構造―」〔中世都市研究会編「中世都市研究―都市空間―」新人物往来社、一九九四年〕。都市空間の拡大・緻密化は、都市共同体の形成、発展にも影響を与えたであろう。
- (93) 【史料7】では、天王寺屋津田宗達(宗及の父)が茶会で町人や都市共同体の役員をもてなし、あるいは自身が町人の一人となって列席している。また【史料4】について、先行研究では、今市町の「与四郎せん」が後の千利休に、船松町の「紹鴎皮屋」が利休の茶道の師匠である武野紹鴎に比定されている(註(17)「開口神社史料」)。もしそうであるならば、一六世紀中期以降に経済や文化の主役となっていく都市民は、前代の有力者層ではなく町共同体の町人の中から生成したとも考えられるのではないだろうか。
- (94) ルイス・フロイス「堺で(日比屋)デアアゴ了珪の娘モニカに生じたこと、および彼女の母が娘の死に先立って改宗した次第」(ルイス・フロイス「日本史」第四卷、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、一九七八年)。
- (95) 法華宗日隆門流は三好元長の「位牌所」とされた堺の顕本寺を擁し、畿内から瀬戸内・東九州を経て種子島に至る教線を戦国末期まで維持していたが、その教線は鉄砲や焰硝、琉球布などの流通ルートになっていた。また臨済宗大徳寺北派は三好元長の菩提所として三好長慶が堺に創建した南宗寺を擁するが、近世初期までの南宗寺の歴代住持は琉球との関係を有していた。両派は荘園制的な交通・流通体系とは異なる独自の遠隔地取引ルートを有していたのであり、これが三好権力と有力商人を惹きつけ、結びつける一つの要因になったと考えられる。註(6)天野論文、同『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一五年)参照。
- (96) 註(6)天野論文。
- (97) 註(82)
- (98) 織田権力が畿内進出後にいち早く重要都市の掌握を志向し、都市や流通の支配に積極的であったことは、鈴木良一「織田信長」(岩波書店、一九六七年)をはじめ多くの指摘がある。
- (99) 堀新「織田政権と堺―今井宗久を中心として―」〔比較都市史研究〕六一―二、一九八七年。
- (100) 朝尾直弘「織豊期の堺代官」〔朝尾直弘著作集第三卷 將軍権力の創出〕岩波書店、二〇〇四年。初出は一九七二年。
- (101) 註(80)「今井宗久書札留」所収。
- (102) 元来、南荘の支配は安宅神太郎が担当し、今井宗久は北荘を担当していたはずだが、ここでは今井氏が南荘の町共同体を相手としている。有力商人である今井宗久の堺内での優位性を利用し、臨機応変に支配を進めた一例と推測しておく。
- (103) 註(58)
- (104) 谷口克広「織田信長家臣人名辞典第2版」〔吉川弘文館、二〇一〇年〕「松井友閑」の項。
- (105) 川崎喜久子「織田政権下の堺―松井友閑の役割について―」〔ヒストリア〕九二、一九八一年。
- (106) 註(100)、註(99)。
- (107) 青柳勝「織田政権下における堺衆―津田宗及の従属をめぐる―」〔國學院大學大学院紀要―文学研究科―〕一七、一九八六年。
- (108) 「宗及他会記」天正二年(一五七四)三月二十四日条、「信長茶会記」(註(77)「茶道古典全集第八卷」所収)。
- (109) 肯定的な論考として「堺市史統編 第一卷」(堺市、一九七一年)及び註(107)、否定的な論考として註(99)を挙げておく。
- (110) 註(12)
- (111) (七六七) 撰津荒木村重宛黒印状(奥野高広「織田信長文書の研究 下巻」吉川弘文館、一九八八年)。
- (112) 「宗及他会記」天正一〇年(一五八二)五月二九日条。
- (113) 註(11)
- (114) 註(1)
- (115) 註(2)
- (116) 註(9)
- (117) 伊藤俊一「室町期荘園制の研究」(橘書房、二〇一〇年)。
- (118) 註(40)
- (119) 秀吉によるこれらの処置を自治の解体や支配の強化の画期と評価する研究は多い。註(100)、註(99)、註(4)朝尾直弘「国際的な自治都市」。
- (120) 及川亘「中・近世移行期の都市商人と町」〔勝俣鎮夫編「中世人の生活世界」山川出版社、一九九六年〕、註(58)
- (121) 註(15)
- (122) 註(15)
- (一般財団法人今治文化振興会 今治城、国立歴史民俗博物館研究協力者)
(二〇一六年一月二五日受付、二〇一六年五月三〇日審査終了)

A Change in the Municipal Regime of Sakai from the Late Muromachi Period to the Period of the Ascendancy of Oda Nobunaga : From the Feudal Regime to the Autonomous Regime

FUJIMOTO Takahiro

This paper examines the feudal and autonomous regimes and their shifts in Sakai from the late Muromachi period (the late 15th century) to the period of the ascendancy of Oda Nobunaga (the late 16th century). This century was a transitional period from medieval to early modern, when the social regime changed drastically, as represented by the shift from the manorial system to the township system. Likewise, in Sakai, it has been observed that after Sakaikita-shō and Sakaiminami-shō (Northern and Southern Sakai Manors) were established, township communities emerged as the basis of the early modern city. Thus, it is important to inquire into the process of changes in the municipal regime to reveal how these basic units were integrated and developed into a new municipal regime.

The results of the analysis indicate a shift from a feudal regime based on the manorial system developed under the framework of Sakaikita-shō and Sakaiminami-shō to a society characterized by territorial autonomy based on township. The watershed in this shift was the spread of the autonomous territorial regime around the city in the mid-16th century. This shift in the social regime was accompanied by major changes, such as the change of authorities and the replacement of dominant merchants (egōshū). The development of the autonomous territorial units (town authorities) at that time also seems to have contributed to the construction of moats as a symbol of autonomy as well as the development of Sakai into a “place of peace,” as a missionary of the Society of Jesus described it. Moreover, this analysis suggests that the municipal regime which had been established and changed in different ways in the mid-16th century formed the basis of the early modern municipal regime in the late 16th century and thereafter.

Key words: Sakai, Transitional period from medieval to early modern, Municipal regime, Shift/change, Autonomy